

平成22年第1回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開会 平成22年3月 5日

閉会 平成22年3月12日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（3月5日）

出席議員 7名

1番	久慈省悟君	2番	藤田修一君
3番	木村修君	4番	山館清剛君
5番	青木倉元君	7番	坂本豊君
8番	久慈隆一君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	古川正隆君
教育長	八戸良幸君
会計管理者	木村春美君
総務課長	佐々木京太郎君
住民生活課長	八戸純一君
産業振興課長	川・清春君
教育課長	青木昭信君
代表監査委員	武井昭夫君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	太田信雄君
議会事務局主幹	中川悟君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

1番	久慈省悟君
2番	藤田修一君

議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 施政方針・行政報告
- 第5 報告第1号 平成21年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）の専決処分について
- 第6 報告第2号 平成21年度蓬田村一般会計補正予算（第13号）の専決処分について
- 第7 報告第3号 平成21年度蓬田村一般会計補正予算（第14号）の専決処分について
- 第8 報告第4号 平成21年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 第9 報告第5号 平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 第10 議案の上程・提案理由の説明
  - 議案第1号 蓬田村監査委員に関する条例の一部を改正する条例案
  - 議案第2号 蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案
  - 議案第3号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
  - 議案第4号 蓬田村瀬辺地漁港内ホタテ養殖かご洗浄施設の設置及び管理に

関する条例の制定について

- 議案第 5号 平成21年度蓬田村一般会計補正予算(第15号)案  
議案第 6号 平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算(第4号)案  
議案第 7号 平成21年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)案  
議案第 8号 平成21年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)案  
議案第 9号 平成21年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第7号)案  
議案第10号 平成21年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)案  
議案第11号 平成22年度蓬田村一般会計予算案  
議案第12号 平成22年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案  
議案第13号 平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案  
議案第14号 平成22年度蓬田村老人保健特別会計予算案  
議案第15号 平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案  
議案第16号 平成22年度蓬田村介護保険特別会計予算案  
議案第17号 平成22年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案  
議案第18号 平成22年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案  
議案第19号 蓬田村課設置条例の制定について  
第11 議案第 1号 蓬田村監査委員に関する条例の一部を改正する条例案  
第12 議案第 2号 蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案  
第13 議案第 3号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案  
第14 議案第19号 蓬田村課設置条例の制定について  
第15 議案第 4号 蓬田村瀬辺地漁港内ホタテ養殖かご洗浄施設の設置及び管理に関する条例の制定について  
第16 議案第11号 平成22年度蓬田村一般会計予算案  
第17 議案第12号 平成22年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案  
第18 議案第13号 平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案  
第19 議案第14号 平成22年度蓬田村老人保健特別会計予算案  
第20 議案第15号 平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案  
第21 議案第16号 平成22年度蓬田村介護保険特別会計予算案  
第22 議案第17号 平成22年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案  
第23 議案第18号 平成22年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案

午前9時45分 開会

○議長（久慈隆一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより平成22年第1回蓬田村議会定例会を開会いたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久慈隆一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により1番久慈省悟君、2番藤田修一君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（久慈隆一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から3月12日までの8日間と決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久慈隆一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月12日までの8日間と決定しました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（久慈隆一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、3月2日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、前定例会以降に提出されました陳情第1号最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情書については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今定例会に説明員として、村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長並びに農業委員会事務局長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告はを終わります。

---

#### 日程第4 施政方針・行政報告

○議長（久慈隆一君） 日程第4、村長より施政方針並びに前定例会以降における村行政の主なものについて報告を求めます。村長。

○村長（古川正隆君） 平成22年蓬田村第1回定例会の開会に当たり、所信の一端を述べさせていただきます。

町村は税源が乏しい中、農林水産業の振興、少子高齢化の進行に対応した医療、保険、福祉政策の課題に的確に対応する重要な役割を求められています。このために極めて厳しい財政状況のもと、みずからも懸命に行政改革に取り組みながら村民のための行政を推進していかねばなりません。

まず、過疎地域においては、近年、著しく人口の減少が進行しております。本村においても、既に3,400人を切っており、このままで推移していくと3,000人を切ることも予想される次第であります。人口の減少は、町村の活力を失うことになり、村の将来を憂えるものであります。

幸いにも、本村は208号バイパスの開通により県都青森市まで30分以内という通学・通勤には非常に恵まれた条件にあります。そこで、村営住宅の建設は村の活性化のためにはぜひ必要な事業であります。今までの村営住宅は、既に満杯であり、村営住宅を建設してほしいとの声も上っております。よって、今年度から事業に着手してまいりたいと思っております。

まず、今年度は予定地の用地買収、環境整備事業に取りかかりたいと思います。住宅建設については、環境整備後にした方が効率的とのことで、平成23年度から建設予定といたしております。

農林水産業の振興は本村の基幹産業であり、今後も活力ある産業としていかねばなりません。

ません。今年度からは米戸別所得補償制度が導入されます。しかし、現場での実情、意見を十分に踏まえ、補てん基準価格や定額部分の単価設定交付要件など具体的な運用を早急に示すとともに町村の財政負担や事務量の増大を招かないように十分配慮していかなければなりません。

また、消費者の理解も十分になければなりません。新幹線が12月に青森まで開通することになっております。新幹線が開通することによって人の交流、物の交流など広域的になってくることは間違いありません。そこで、これからは米以外の農産物の生産・加工など多彩な商品づくりをして販売していくことが求められているのであります。

もちろん水産物についても同じことでもあります。瀬辺地漁港については、念願のかご洗淨機を建設中であり、漁家の皆さんの労力の軽減、そして環境汚染の問題など改善していかなければならないと思っております。

医療・福祉については、少子高齢化がますます進行する中、さまざまな政策を進めてきたところでありますが、これからは乳幼児、障害者、高齢者を問わず、みんなが安心して暮らせる村づくりをしていきたいと思っております。

教育関係では、念願の給食センターの建設をしたいと思っております。現在、給食センターは衛生面で多くの問題を抱えております。既に限界に達しています。中学校の空き教室を利用して建設する予定でございます。

その他さまざまな問題が山積されておりますけれども、今後も議員とともに十分協議しながら住みよい村づくりのために頑張っている所存であります。よろしく願い申し上げます。所信の一端といたします。

次に、12月定例議会以降の行政報告をいたします。

12月11日、東津軽郡老人福祉大会が平内町で開催されまして出席をいたしました。

12月21日、青森広域消防議会、広域事務組合議会が開催され出席をいたしました。

1月25日、村内の融雪溝建設のため今後希望している自治会長とともに県土整備事務所へ陳情に行っていました。

1月29日、村表彰式並びに村教育表彰式を挙げていたところでございます。

2月2日、日本赤十字社蓬田分区増強運動会議を開催いたしました。

2月10日、玉松スポーツガーデンの松くい虫被害木の伐採を行った次第であります。玉松スポーツガーデンの松くい虫については、新聞紙上でも取り上げているとおり蓬田村の黒松の、あるいは赤松の被害木が出ないように、これから十分に配慮している所存でございます。

2月18日、全国市町村林野振興対策協議会が東京で開催されまして、それに出席をいたしました。

2月23日、青森県町村会の総会が開催され出席をいたしました。

3月1日、蓬田村活性化シンポジウムが開催され、これに出席いたしました。

以上、簡単に報告いたしまして終わりいたします。ありがとうございました。

○議長（久慈隆一君） 以上で、村長の施政方針並びに行政報告は終わりました。

---

#### 日程第5 報告第1号 平成21年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）の専決処分について

○議長（久慈隆一君） 日程第5、報告第1号平成21年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）の専決処分について、報告を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 報告第1号、平成21年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）の専決処分について、報告いたします。

6ページお願いいたします。一番最後です。歳出です。

総務課関係は一番上、財産管理費。修繕料として24万5,000円を計上しました。内容は、1階の男子トイレ、女子トイレの内窓の修繕。それから、2階のトイレの換気扇設置、ということでございます。以上です。

○議長（久慈隆一君） 次に、産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） 同じく6ページですけれども、6款農林水産業費3項水産業費2目漁港管理費、使用料及び賃借料で2万7,000円を補正しております。これはかごの洗淨施設建設に伴う占用料でありまして、3月末までの分を見ております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 次に、住民生活課長。

○住民生活課長（八戸純一君） 4款衛生費の中にふれあいセンター修繕料として60万円を計上してございます。これにつきましては、よもぎ温泉の混合栓の修理費とかボイラーの修理費とか修繕費が3月まで不足する見込みがありましたので、12月に補正いたしました。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより、質疑を行います。2番藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 農林水産業費の漁港管理費についてお尋ねいたします。

漁港の利用料ですか、これは二、三日前から —— 1週間ぐらい前ですか、工事に入っていると思うわけですけれども、3月中に使用できるというふうなことで使用料いただくということになっているのかお聞きいたします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） 設計の位置変更等がありまして、これから出てきます第3号の方で補正しております。それで3月末まで完成見込みということであったんですけれども、発注がくれまして、できるだけ早めに完成したいと考えております。以上です。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。 —— ないようですから質疑を終わります。

これより、報告第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（久慈隆一君） 起立全員であります。よって、報告第1号は承認することに決定されました。

---

#### 日程第6 報告第2号 平成21年度蓬田村一般会計補正予算（第13号）の専決処分について

○議長（久慈隆一君） 日程第6、報告第2号平成21年度蓬田村一般会計補正予算（第13号）の専決処分について、報告を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 報告第2号、平成21年度蓬田村一般会計補正予算（第13号）の専決処分について、報告します。6ページお願いいたします。歳出でございます。

一番上。総務課関係では、一般管理費として給料から負担金まで減額を立てておりますが、これは職員の異動です。先般1月1日付で行政班と監理班を統合したことによるものです。

それから、下の方、2款、同じく総務費、ここは選挙費でございますけれども、これも今の異動のために減額になったということでございます。

それから、7ページお願いします。真ん中、3款民生費3の防犯対策費として6万

9,000円の修繕料を計上しております。これは水銀灯と防犯灯で、水銀灯は温泉通り付近の水銀灯、これの1カ所の電気の球の取りかえです。それと、あと防犯灯、これは郷沢の防犯灯ですけれども、これも電気の取りかえの二つになっております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 次に、教育課長。○教育課長（青木昭信君） 8ページをお開きください。下段でございます。10款5項3目ふるさと総合センター費、修繕料として10万

5,000円を計上しております。これは誘導灯の修理とか非常放送設備修繕料でございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。 —— 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより、報告第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、報告第2号は承認することに決定されました。

---

#### 日程第7 報告第3号 平成21年度蓬田村一般会計補正予算（第14号）の専決処分について

○議長（久慈隆一君） 日程第7、報告第3号平成21年度蓬田村一般会計補正予算（第14号）の専決処分について、報告を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 報告第3号、平成21年度蓬田村一般会計補正予算（第14

号)の専決処分について、報告いたします。7ページお開き願います。歳出でございます。

この歳出は各課とも平成21年度、国の経済対策ですけれども、平成21年度地域活性化・経済危機対策事業を実施した各課に係る精算、入札減とか、そういうものに伴う予算の組み替えと、そういうものに伴う減額補正でございます。ここでは、総務課では財産管理費と企画費の2項目に分かれておりますけれども、後で消防の方もあります。この中では、役場庁舎のサッシ等の補修、あるいはその工事費、それから各公民館とか学校とかにデジタルテレビの購入。それから、企画費では蓬田村政要覧の制作あるいはホームページの更新、それから蓬田駅のトイレの新築工事、グリーントウンの植栽、蓬田保育所の補修、それから同じく工事請負費として、蓬田駅トイレとかグリーントウン、あるいは蓬田村保育園、これらの入札減とか予算の組み替え、これに組み替えた予算でございます。

それから、9ページ願います。9ページ、下から2段目。9款消防費、非常備消防費として蓬田村消防団員制服購入費、これも86万7,000円減となっておりますけれども、これも入札減です。157着を購入いたしました。

総務課関係は、以上です。

○議長(久慈隆一君) 次に、産業振興課長。

○産業振興課長(川・清春君) 産業振興部関係の主なものをご説明します。8ページお開きください。

6款農林水産業費1項農業費5目農地費ですけれども、まず15節工事請負費ですけれども、中沢・長科地区用水路整備工事費940万2,000円の減、これは入札減であります。それから、その下ですけれども、瀬辺地地区用排水路整備工事費、これは瀬辺地地区の土側溝の部分にコンクリート溝を設置するものであります。全部で4カ所あります。

次に、同じくその下の方ですけれども、3項水産業費2目漁港管理費、工事請負費ですけれども瀬辺地漁港かご洗浄施設新築工事費1,049万7,000円、これは当初計画の位置変更等で増額となっております。

次のページをお開きください。上から2段目ですけれども、8款土木費2項道路橋りょう費1目道路維持費15節工事請負費ですけれども、村道舗装新設工事費300万円増額しております。これは5-2-1号線の詳細設計において延長が増加したため補正したものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長(久慈隆一君) 次に、教育課長。

○教育課長(青木昭信君) 10ページ、一番最後のページをお開きください。上から2段目、10款5項2目公民館費、委託料として蓬田村中央公民館補修工事設計監理委託料9万8,000円の減額。その下、蓬田村中央公民館補修工事費340万6,000円減額しております。これはいずれも入札減によるものでございます。以上でございます。

○議長(久慈隆一君) これより質疑を行います。——質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより、報告第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(久慈隆一君) 起立全員であります。よって、報告第3号は承認することに決定されました。

---

日程第8 報告第4号 平成21年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算  
(第5号)の専決処分について

○議長(久慈隆一君) 日程第8、報告第4号平成21年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分について、報告を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長(川・清春君) 報告第4号、平成21年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分について、報告いたします。6ページをお開きください

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、工事請負費111万5,800円の減となっておりますけれども、これは工事完成に伴い減額したものであります。以上で終わります。

○議長(久慈隆一君) これより質疑を行います。——質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより、報告第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(久慈隆一君) 起立全員であります。よって、報告第4号は承認することに決定されました。

日程第9 報告第5号 平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算(第3号)の専決処分について

○議長(久慈隆一君) 日程第9、報告第5号平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算(第3号)の専決処分について、報告を求めます。教育課長。

○教育課長(青木昭信君) 報告第5号、平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算(第3号)の専決処分について、ご報告いたします。6ページ、一番最後のページをお開きください。

歳出でございます。修繕料4万円ですが、これはガス配管の修繕とかガス漏れの修繕等でございます。以上でございます。

○議長(久慈隆一君) これより質疑を行います。4番山館清剛君。

○4番(山館清剛君) 学校関係ですので、私、関連といたしまして、最近、小学校の校内で事故が起きたということを知っているわけですがけれども、体育館の中で何か子どもがけがしたという話ですがけれども、その報告受けたいと思いますけれども、よろしく。

○議長(久慈隆一君) 教育長、答弁。

○教育長(八戸良幸君) お答えをいたします。

2月16日の昼休み時間、4年生の男子児童が体育館において滑り込みの練習をしていたと。その際に体育館のフローリングがめくれまして、それが子どもの腰の部分に突き刺さったという事故がございました。直ちに救急車を呼んで青森の県立中央病院に搬送したと。幸いなことに入院ということには至りませんでしたけれども、切開をして、それを縫って、その日に帰ってきたと。その後は通院をして、今のところ元気に学校に通っているということでございます。

体育館のフローリングがはげた、めくれたというようなことで、我々考えてみればそういうことが果して起きるのかどうなのか、全く不思議な現象でございました。直ちに設計事務所、それとそのフローリングを製造したメーカー、元請の、学校建設した元請の会社はもうなくなっておりますけれども、実際そのフローリングを敷いた業者に来ていただいて現場を見ていただいて、何が原因でこういうことが起きたのか、そして今後どういう措置をすれば再発を防ぐことができるのかというようなことで、文書で回答していただきたいというようなことで、今、手配をしているところでございます。近々その結果の報告が出るというふうに思いますので、それを確認した上でどういう対策をとった方がいいのか、ひとつ検討してみたいなと。子どもたちが一番安心して楽しく遊べる体育館でございますので、安全第一ということをやっぱり考えてかなきゃならないというようなことで、その対策を、できれば春休み中にでもとっていききたいなというふうに思っております。

○議長(久慈隆一君) 山館清剛君。

○4番(山館清剛君) 事故起きた直後でもですね、また現在、きょうでも、きょうも何かうちの孫がいるわけで、体育館で部活の練習をしています。したがって、その安全性についてですね、私心配ですから今質問してるわけですが、利用してもいいという安全性については、どうお考えなのか。

○議長(久慈隆一君) 教育長。

○教育長(八戸良幸君) その後、直ちに学校の先生方、それから教育委員会も立ち会いました。それから、設計事務所の方にも来ていただいて何回となくフローリングの検定をした。そしてきずのついてるところにテープなりを張って、そして先生方が体育の時間、あるいは部活に使う時間、その際には安全を点検しながら今のところやっているという状況でございます。(「はい、わかりました」の声あり)

○議長(久慈隆一君) ほかに質疑ありませんか。——ないようですから、質疑を終わります。

これより、報告第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長（久慈隆一君） 起立全員であります。よって、報告第5号は承認することに決定されました。

日程第10 議案の上程・提案理由の説明

○議長（久慈隆一君） 日程第10、議案の上程。

今期定例会に提出されております議案19件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（古川正隆君） 平成22年蓬田村議会第1回定例会開会に当たり、提案いたしました議案19件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第1号、蓬田村監査委員に関する条例の一部を改正する条例案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

議案第2号、蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案は、青森地域広域消防事務組合職員の採用及び派遣に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案するものです。

議案第3号、蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、平成22年4月1日より蓬田村職員として採用し、青森地域広域消防事務組合に派遣することに伴い、消防吏員に適用する公安職給料表等を加えるため提案するものであります。

議案第4号、蓬田村瀬辺地漁港内ホタテ養殖かご洗浄施設の設置及び管理に関する条例の制定については、蓬田村瀬辺地漁港内にホタテ養殖かご洗浄施設を設置することに伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき提案するものであります。

議案第5号、平成21年度蓬田村一般会計補正予算（第15号）案につきまして、ご説明いたします。

今回の補正予算案は歳入歳出ともに各事務事業の実施内容がほぼ決定したものについて、それぞれ補正措置を行っているものでございます。

歳入の主なるものは、地方交付税2億671万6,000円、国庫支出金7,486万6,000円などが増額となっており、また県支出金1,557万7,000円などが減額となっております。

次に、歳出の主なるものは、総務費では公共用施設整備基金費など2億494万6,000円、民生費で949万1,000円、衛生費で7,652万3,000円の増額となっております。

また、農林水産業費で1,510万9,000円、消防費で784万9,000円、教育費で153万5,000円の減額となっております。

このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに2億6,479万4,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ25億2,428万円となるわけでありまして、

議案第6号、平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）案につきましては、歳入では繰入金4万6,000円の減額、繰越金3万6,000円の増額。歳出では、総務費で1万円の増額となります。

この結果、歳入歳出ともに1万円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ2,043万2,000円となるわけでありまして、

議案第7号、平成21年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）案につきましては、歳入では繰入金3万5,000円の減額となっております。歳出では、共同事業拠出金76万1,000円の増額となっておりますが、総務費3万5,000円、予備費76万1,000円の減額となっております。

この結果、歳入歳出ともに3万5,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億7,365万8,000円となるわけでありまして、

議案第8号、平成21年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案ですが、歳入では繰入金と諸収入を合わせて661万6,000円の増額となっております。また、歳出では総務費で8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金660万8,000円の増額となっております。

この結果、歳入歳出ともに661万6,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ7,718万1,000円となるわけでありまして、

議案第9号、平成21年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第7号）案ですが、歳入では保険料2万2,000円の増額、繰入金8万円の減額となっております。歳出では、総務費5万8,000円の減額となっております。



この結果、歳入歳出ともに5万 8,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ3億 8,358万 4,000円となるわけであります。

議案第10号、平成21年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）案ですが、歳入では繰入金30万 2,000円の増額となっております。また、歳出では総務費で30万 2,000円の増額となっております。

この結果、歳入歳出ともに30万 2,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ1億 5,539万円となるわけであります。

議案第11号、平成22年度蓬田村一般会計予算案をご説明いたします。

予算総額は21億 8,087万 3,000円となり、前年度当初比較では14%の増額となっております。歳入の主なるものは、村税2億56万 9,000円、地方譲与税 3,666万 4,000円、地方消費税交付金 2,124万 7,000円、自動車取得税交付金 670万 2,000円、地方交付税10億 9,000万円、国庫支出金1億 5,404万 5,000円、県支出金1億 1,595万 2,000円、繰入金3億 7,192万 2,000円、諸収入 7,428万 8,000円、村債 7,000万円などであります。

次に、歳出の主なるものをご説明いたします。

議会費 4,820万 1,000円、歳出全体に対する構成比は 2.2%となっております。

総務費3億 7,776万 4,000円、歳出全体に対する構成比は17.3%となっております。この中には、企画費において第三セクター貸付金 3,000万円、選挙費において参議院議員選挙費 382万 9,000円などを計上しております。

民生費4億 6,603万 8,000円、歳出全体に対する構成比は21.4%となっております。主なるものは、自立支援給付費 4,493万 2,000円、扶助費（子ども手当等分） 4,109万 3,000円など社会福祉、老人福祉、児童福祉関係の経費とともに国保、後期高齢者医療並びに介護保険特別会計への繰出金等を計上しております。

衛生費2億 2,651万 7,000円、歳出全体に対する構成比は10.4%となっております。主なるものは、青森地域広域事務組合負担金 8,063万 3,000円、妊婦一般健康診査委託料 200万円、乳幼児・児童医療費 710万円、合併処理浄化槽設置整備事業補助金 634万 8,000円、簡易水道事業特別会計への繰出金 8,922万 5,000円、その他予防費、母子衛生費、健康増進事業費等を計上しております。

農林水産業費 7,369万 9,000円、歳出全体に対する構成比は 3.4%となっております。主なるものは、農業振興に関する農業費が 6,944万 1,000円、林業費 129万 4,000円、水産業費 296万 4,000円を計上し、産業基盤の整備を推進するものであります。

商工費 879万 1,000円、歳出全体における構成比は 0.4%であります。内容は、ふるさと雇用再生特別交付金事業委託料 560万 3,000円を含め、商工業の振興と観光振興に関する経費を計上いたしております。

土木費2億 608万 6,000円、歳出全体における構成比は 9.5%です。主なるものは、道路橋りょう費として住民の生活路線である村道の維持・補修、除排雪費等の経費など 3,947万円、河川費として中沢川河床整備工事費などを合わせて 656万 4,000円、住宅費として公営住宅用地購入、工事費などを合わせて1億 4,869万 4,000円を計上しております。

消防費1億 531万 2,000円、歳出全体における構成比は 4.8%であります。主なるものとしては、青森地域広域消防事務組合分担金が 7,595万円、その他消防団や防災に関する経費を計上いたしております。

教育費2億 6,144万 7,000円、歳出全体における構成比は12%であります。その内容として、教育総務費では英語指導助手関係費のほか、合わせて 5,200万 7,000円であります。小学校費 2,262万 1,000円、中学校費では共同調理場建設工事費、学校給食センター解体工事費などを合わせて1億 3,910万 8,000円。幼稚園費90万円、社会教育費

3,271万円、保健体育費においては学校給食センター特別会計への繰出金として 813万 5,000円を計上しております。

公債費4億 626万 4,000円、歳出全体における構成比は18.6%であります。

平成22年度の一般会計当初予算編成に当たりましては、前年同様厳しい財政状況に変わりはなく、限られた財源の中で本村行政の果たすべき役割を十分検討し、社会福祉施策、生活環境整備、産業基盤の整備、教育環境の整備等を重点的に編成しております。

平成22年度は、公営住宅、蓬田中学校調理場の新設等進めていきつつも、各課、各種事務事業の見直し、節減合理化等を図っていき、経常経費については、できる限りの削減を目指しております。そして、これまでの行財政改革を引き続き推進しながら、よりよい村民生活

の確保に寄与すべく努力してまいりたいと思います。

このような事情をご推察の上、よろしくご審議いただきたくお願い申し上げる次第であります。

議案第12号、平成22年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案ですが、予算総額は2,037万1,000円となり、前年度比較では0.1%の増額となります。歳入では、給食費負担金1,221万6,000円、一般会計繰入金813万5,000円が主なるものであります。歳出では、総務費813万5,000円、給食費1,223万6,000円となっております。

議案第13号、平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案ですが、予算総額は4億6,715万円となり、前年度比較では0.8%の増額となっております。

歳入の主なるものは、国民健康保険税1億431万5,000円、国庫支出金1億5,555万円、療養給付費交付金1,500万1,000円、前期高齢者交付金7,988万円6,000円、県支出金2,668万2,000円、共同事業交付金4,000万円、繰入金4,469万2,000円であります。

歳出の主なるものは、保険給付費3億264万円、後期高齢者支援金5,308万円、介護納付金2,224万2,000円、共同事業拠出金5,632万円、保健事業費335万7,000円となっております。

議案第14号、平成22年度蓬田村老人保健特別会計予算案ですが、予算総額は17万5,000円となり、前年度比較では87.9%の減額となっております。これは、老人保健制度から後期高齢者医療制度へと事業切りかえに伴い減額となるものであります。

歳入の主なるものは、支払基金交付金7万8,000円、国庫支出金4万2,000円、県支出金1万円、繰入金3万円などであります。歳出の主なるものは、医療諸費14万円、諸支出金2万1,000円などであります。

議案第15号、平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案は、予算総額は8,480万7,000円となり、前年度比較では20.2%の増額となっております。歳入の主なるものは、後期高齢者医療保険料1,850万4,000円、繰入金6,614万7,000円などであります。歳出については、総務費1,046万円、後期高齢者医療広域連合納付金7,428万6,000円などであります。

議案第16号、平成22年度蓬田村介護保険特別会計予算案であります。予算総額は3億7,560万1,000円となり、前年度比較では0.4%の増となっております。歳入の主なるものは、保険料6,355万円、国庫支出金9,421万8,000円、支払基金交付金1億435万5,000円、県支出金4,416万円、繰入金6,930万円であります。歳出については、総務費2,430万8,000円、保険給付費3億4,327万1,000円、地域支援事業費800万円などとなっております。

議案第17号、平成22年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案につきましては、予算総額は1億4,064万円となり、前年度比較では2.6%の減となっております。歳入の主なるものは、使用料及び手数料5,140万4,000円、繰入金8,922万5,000円であります。歳出については、総務費1億4,064万円となっております。主なる内容は、維持経費と起債の償還金及び利子であります。

議案第18号、平成22年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案は、予算総額は3,288万9,000円となり、前年度と同額となります。歳入の主なるものは、宅地造成地売払収入3,273万4,000円であります。歳出については、一般会計への繰出金3,104万8,000円、その他分譲地の販売促進対策の経費を計上しております。

議案第19号、蓬田村課設置条例の制定についてでございますが、蓬田村機構改革により課設置条例を全部改正するため提案するものであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

---

#### 日程第11 議案第1号 蓬田村監査委員に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（久慈隆一君） 次に、議案の審議を行います。

日程第11、議案第1号蓬田村監査委員に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 議案第1号、蓬田村監査委員に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

提案理由として、これは財政の健全化に関する法律の施行に伴い、村の条例の一部を改正すると、こういうこととなります。

次のページお聞き願います。ここには第7条、第8条とありますが、これは条例にある第7条、第8条の字句を全面的に改める、あるいは8条は一部改めると、こういうこととなります。そして、この条例は公布の日から施行すると、こういうこととなります。よろしくお願います。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。——質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。——ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第2号 蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案

○議長（久慈隆一君） 日程第12、議案第2号蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 議案第2号、蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案についてでございます。

提案理由としては、青森地域広域消防事務組合職員の採用及び派遣に伴うもので、一部を改正することが必要となったためです。

次のページお聞きください。ここには、蓬田村の職員定数条例の一部を載せていますが、第2条の中に村長の事務部局とか議会の部局、選挙管理委員会の部局と教育委員会の部局、農業委員会の部局、こういうふうにありますけれども、第2条の最後の方になっておりますけれども、条例にありますけれども、次の1号を加え、同条中に一番最後の方に、第2条の一番最後に合計76人と、こういうふうに明記されておりますので、これを削ると。そして第2条に5項まであるんですけれども、6項を追加して「青森地域広域消防事務組合派遣職員2人」と、こういうふうに明記されます。そして、これは平成22年4月1日から施行すると、こういうこととなりますので、よろしくお願います。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） これ消防の方へ職員を派遣するというのは、なぜ今回からこのようになったのか、その理由をお知らせ願います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） これは広域消防等でのいろいろな会議の中において、今までは広域採用ですが、今後平成24年度からは平内町も広域に、こちらの方の広域に参加すると。それに伴い、今後は、その時点を踏まえて今後採用するに当たり各市町村採用とすると、こういう取り決めがなされました。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 今、蓬田村から消防の方へ勤めている人というのは、人数ちょっとわかりませんが、ざっと数えても四、五人いるわけですね。最終的には蓬田村から何名というふうに決められた枠しか採用できないというふうに変わっていくのでしょうか。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） そうですね、今後は全部随時、逐一ですか、そういう形で各町村採用に移行していきます。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） そうなりますと、その採用の人員枠というのは人口比率とか予算規模とか、いろんなことが考えられるわけですが、その人数を決める基準というのは、一体何を基準に割り当てをする予定なのか、最後お知らせ願います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） ちょっとこれ古いようですが、外ヶ浜分署、今別分署、この配置計画、あるいは補充前、補充数とか補充後とか、定年退職・勸奨退職、そういうことでの、まあほとんど人数を明記されて、そして例えば今後退職されるものは何名とか補充は何名しなければいけないとか、そういうふうな体制的なものがあります。それで現在、外ヶ浜分署では3名が欠員となっております。それでほとんどこれらの計画は外ヶ浜分署は24名体制となっておりますので、これが正常な体制となります。ですから、今までは1人欠員がずっと来て、昨年から2人ふえて、現在は3名欠員と、こういうふうになっております。定数は24となっております。以上です。（「議長、将来の採用の基準は何か」の声あり）

○議長（久慈隆一君） その辺、もう一度答弁。総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） これは応分の負担も皆人口割みたいになっておりますし、それに伴って相当な人数で定数化されていくものと思われま。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。4番山館清剛君。

○4番（山館清剛君） 今、坂本議員からも質問あったわけですが、この定数条例、76人を削るとありますけれども、そうするとですね、定まった定数が出てこないんじゃないかと思うわけです。これ2名足さるわけでしょう。蓬田村の職員定数の条例のところに76人のほかに2人足さることになりますけれども、合計が出てこないことになります。そうしますとですね、例えばこれから事務組合の方で、また採用が蓬田村の分ふえたとすると、定数が定まらないまま、またふえていくということになるわけですか。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 定数的には、その都度議会条例、議会にかけ条例を改正すると、こういうこととなりますが、この条例は、ここで挙げているのは平成16年の人数なんです、この76名というのは、合計。現在の合計は60名となっております。というのは、平成16年から5年間は不補充、そして去年は1人採用、こういうことで来てますので、ここあえて76、ただ職員が毎年度今後、まあこしは4人、来年は2人、また2人、ここはその都度変わりますので、ですからこの合計部分は、もう6年も7年も前のあれですので、これを今回削除して先ほども述べたとおり6番に広域消防の2人をここに明記したと、こういうことでございます。

○議長（久慈隆一君） 山館清剛君。

○4番（山館清剛君） 今、課長説明したのは、間違っているのではないですか。誤解じゃないですか。定数条例というのは定数の限度でしょう。今現在60名だから60でもいいという、これは平成何年で決まったから、これは間違いだと、定数条例が間違いだと、そういうふうな言い方ですが、60名あれば定数以下で定数だということじゃない、定数以内の職員を採用してるということで、定数というのはちょっと条例で条例化されてるわけでしょう。今、課長の答弁だとちょっと納得いかない。理解ちょっとできないんですが、いかがですか。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 厳密に言えばなんといえいいか、平成16年の76名、17年は70 いずれにしても71名となっております。18年は68名となっております。今70……（「議長、おがしぐないが」の声あり）ちょっと休憩願います。

○議長（久慈隆一君） 暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

---

午前10時45分 再開

○議長（久慈隆一君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木京太郎君） お答えいたします。

この条例の中では定数的には表記しても表記しなくてもという形、うちの方では表記なしでいくと、こういう形をとりました。それから、隣接の外ヶ浜あるいは今別町もこういうふうな合計とかこういうものは表記しておりません。以上です。

○議長（久慈隆一君） 山館清剛君。

○4番（山館清剛君） それはいいとしてもですね、例えば広域消防の派遣職員が2名と条

例に明記するわけでしょう。明記することになりますと、これから職員が、蓬田の割合、この職員がふえた場合、もう1名、2名ふえた場合はその都度都度条例が改正、募集してから条例を改正するのか、改正してから募集するのか。現在、今、広域消防の職員3名ほど募集されていますね。これは条例変わる前に、もう募集されているわけですよ。それから現にです、今現在いる蓬田分としての割り当ての職員が消防にいるわけです。広域事務組合にいるわけです。もしこれが事務組合が解散になった場合ですね、その職員の扱いはどうなるのか。そういうことになりますと現在いる蓬田扱いの分の旧職員も条例化しなくてもいいのか。そうしないと職員はどっか余ってしまう、行くところがなくなるわけです。そういうことを考えてやっているのかどうか伺います。

○議長（久慈隆一君） 暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

---

午前10時58分 再開

○議長（久慈隆一君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木京太郎君） 現在の広域消防、蓬田村からの派遣的な感じになってる職員ですけれども、これは退職すればその都度補充する、追加する職員については、村採用と、こういうふうになります。ですから、その都度条例は改正となりますので、よろしくお願ひします。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 蓬田村に住所を置いている職員が対象になるのか、もし採用された後に、例えば住所を変更して青森市とか、外ヶ浜町に移住した場合は村の負担金も変わっていくのか、条例の変化もあるのか、その辺お答え願ひします。

○議長（久慈隆一君） 暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

---

午前11時01分 再開

○議長（久慈隆一君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木京太郎君） 採用、募集要綱とか採用の条件としては、蓬田村に居住する者、あるいは住所を有する者ということになっております。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 先ほどから何回も言うんですけれども、住所を移動して住民税を納めなくなれば、当然村の負担金も減らさないと理屈に合わないわけですよ。その辺をきちっとしていただかないと困ると思うので、もう少し詳しく答弁なりお願ひをいたします。

○議長（久慈隆一君） 暫時休憩します。

午前11時02分 休憩

---

午前11時06分 再開

○議長（久慈隆一君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木京太郎君） お答えいたします。

今のご意見、質問に関しては、今後、事務方の方でも検討して対処したいと、こういうふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。——ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。——ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立4名）

○議長（久慈隆一君） 起立多数です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第3号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（久慈隆一君） 日程第13、議案第3号蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 議案第3号、蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

これは提案理由として、蓬田村職員として広域消防に派遣する職員のことになるんですけども、これらの消防吏員ですか、これらに適用する給料表が今度一般職から公安職と、こういう給料表に切りかわりますので、その給料表を提案したものです。

6ページお願いいたします。アとイがありますけれども、公安職給料表の職務の級とか標準的な職務、こういうふうに明記しております。これを4月1日から施行すると、こういうことになります。以上です。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。——ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。——ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（久慈隆一君） 起立多数です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第19号 蓬田村課設置条例の制定について

○議長（久慈隆一君） 日程第14、議案第19号蓬田村課設置条例の制定についてを議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 議案第19号、蓬田村課設置条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由としては、4月1日から蓬田村機構改革、要するに課設置条例を制定して、新たに課を設けると、こういうことでございます。

次のページお願いいたします。課の設置を第1条に明記しております。総務課、税務課、住民課、健康福祉課、産業振興課、建設課、こういうふうに分けます。これは総務課から税務課が独立。それから住民生活課を、また二つに独立させて住民課と健康福祉課。産業振興課の建設班を建設課と昇格させ、ここも二つに分けると。合わせて6課が設置になります。

第2条以下はそれらの課に対する事務分掌、これを明記しておりますので読んでいただければと、こういうことになります。

これは平成22年4月1日から施行すると、こういうことになります。よろしく願います。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。2番藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 課の設置条例というふうなことですけれども、なぜ条例を改正してこのようなことになるのか、説明お願いいたします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 一つには、この多様化する職務ですね、これらの職務の増、あるいは国からの税源移譲に伴う、事務移動に伴う職務の増。それらと、それから今までは平成14年以降の機構改革により、かなりあった課を財政難の折、あるいは交付金の減といったものに対してスリム化して最小限をもって、それでいろいろ職員にもいろいろ兼務してもらったり、いろいろなことをして職務に励んでもらって仕事もそれなりにこなしてもらってきていたんですが、先ほど述べたいろいろなもろもろの事情、それに平成15年から不補充とかいろいろのものがあって、職員も約ことしも合わせれば約18名程度も減にもなっている。こういう仕事、あるいは事務量の増大により、私のところも含めてかなり激務だと。こういうことに判断されまして、またさらにはまた来年度から公営住宅、あるいは学

校給食センター、あるいは温泉ボーリングと、こういうのも始まりますので、新たな事業に対する課の設置、多くしたと、こういう理由でございます。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、総務課長から課の、極端に言えば以前の体制に戻したというふうなことですけれども、そのときの理由は今仕事も兼務、いろんな仕事を兼務しているというふうな話をなされましたけれども、当然人数が小規模になればなるほど仕事は兼務してやらなければ進まないわけで、それは当然のことだと思います。忙しくなるのは当然のことです。今ちょっと財政が以前よりはよくなったといいますが、よくなってきたから住宅についてもいろんなことをやれるようになったわけですけれども、この体制を元に戻すということは、今までの行政、村長が前に行政改革のみずから率先して行政改革をしなければならぬというふうなことで課を3課に、庁内の課を3課にしたわけですけれども、その精神とはちょっと外れているんじゃないかなと。また、その村長の精神が各課長並びに職員に伝わっていないんじゃないかなというふうに思いますけれども、村長、これに関してどう思いますか。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 今、総務課長が答弁したようにですね、国、県の事務移譲が非常に多くなってきてると。そして、また、非常に事務移譲してきたことによってですね、非常に難しいいろいろな問題が提起されてきています。非常に事務も面倒になってきてると。1人で課長が何役もこなすということは非常に厳しい状況になってきてると。こういうことで、私はやはり課をふやしてですね、スムーズに行政を推進していった方がよいのではないかなと、こういうことで設置したわけでありまして。もちろん最初ですね、課を縮小するときには、国、県もどこの市町村もそういうふうにしたわけでありまして、現在ではそれだけでは事務がスムーズにいかなくなったということでございますので、どうかご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 財政が厳しいから、かなりあった課を減らして、当初は調整監というのを置いてクッションを置いたわけですが、そのうちに調整監もなくなって今の段階になったわけですね。すべては予算が厳しいというのが理由だったわけです。今の国の財政を見ましても決して、95兆円以上という膨大な赤字国債をつぎ込んでやってるわけで、もうテレビ等で1,000兆円の借金を抱えているのが日本の現状で、これから将来にわたって、この1,000兆円の借金が必ず地方自治体にも振りかかってくるわけで、決して国の財政がこれからよくなるという兆しは全くないわけで、むしろ逆なわけですね。そういう段階において課を設置するということは、財政が緩くなったという、そういう考えがあるのか。

もう一点は、課をふやすことによって予算は幾らふえるのか、二つ答弁をお願いします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 一つ目の財政が緩くなったと、そればかりがこの原因にはなりません。

それから、二つ目の予算はどうか。現在ある課に対して、言葉的には住民生活課の例をとりますと、そこから現在ある健康班、福祉班とか民生住民班、これら既存の課の予算はそのまま課に置きかえて、それで事務をとってもらう、こういうことであります。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 課をふやすことによって、やはり幾らかでも予算はふえるというふうに皆さん予想すると思います。その具体的な額というのは年間幾らになるのか。

それから、もう一つは、課長をふやさなくても今の現状で何年も、6年も7年もやってきたわけですが、班長もいることだし、そういうので対応できないのか。絶対対応できないのか。この2点について、もう一度お伺いいたします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 休憩をお願いします。

○議長（久慈隆一君） 暫時休憩します。

午前11時19分 休憩

---

午前11時22分 再開

○議長（久慈隆一君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木京太郎君） 一つ目に関しては、国、県の事務移譲とかいろいろありますけれども、1人では十分対応もできないということで新しい課の設置、あるいはそれに伴い仕事を分けてやると、分けて仕事をこなすと、こういう形になりますけれども。

それから、もう一点、課長が3人ふえると、こういうことになりますので、約合わせれば36万円ぐらい増になると、こういう形に試算されます。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。———ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。———ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立3名）

○議長（久慈隆一君） 起立3名で過半数に達しておりません。

念のため、本案に反対の諸君の起立を求めます。

（起立3名）

○議長（久慈隆一君） 可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により議長において本案に対する可否を採決いたします。

議案第19号においては、議長は可決すべきものと採決いたします。

---

日程第15 議案第4号 蓬田村瀬辺地漁港内ホタテ養殖かご洗浄施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（久慈隆一君） 日程第15、議案第4号蓬田村瀬辺地漁港内ホタテ養殖かご洗浄施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより内容の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） 議案第4号、蓬田村瀬辺地漁港内ホタテ養殖かご洗浄施設の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由として、蓬田村瀬辺地漁港内ホタテ養殖かご洗浄施設を設置することに伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、提案するものであります。

主な条項についてご説明いたします。次のページをお開きください。

第1条趣旨。この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、蓬田村瀬辺地漁港内ホタテ養殖かご洗浄施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

第2条設置。瀬辺地漁港内で作業する漁民の利便性を図り、併せて瀬辺地漁港内の水質及び環境保全に資するため洗浄施設を設置する。

次のページをお開きください。真ん中あたりですけれども、第8条使用料。洗浄施設の使用料は、無料とする。

次のページをお開きください。真ん中あたりですけれども、第14条管理の代行。洗浄施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者に洗浄施設の管理を行わせることができる。

2、前項の規定により指定管理者に洗浄施設の管理を行わせる場合は、第5条、第6条、第7条、第10条及び第11条の規定中「村長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

最後のページ、最後のページをお開きください。附則。この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。3番木村 修君。

○3番（木村 修君） この洗浄施設から出たホタテの残滓は、残滓の処理は、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） 瀬辺地漁港のこのホタテ養殖かご洗浄施設の残滓については、蓬田漁港に運びます。以上です。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 蓬田漁港の洗浄施設の東側に4メートルぐらいの残滓を処理する建



物がありますけれども、瀬辺地の漁港から運んできてあそこへ入れて、郷沢の漁港には漁師が何人もいて、郷沢の洗浄施設は、10軒ほどありますけれども、合わせて20軒分あそこに入れて、果して間に合うのか。量的に相当な量が出ると思いますけれども、村としてその辺のところをどのように考えているのか、再度お聞きいたします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） 漁民のですね、関係者と話した結果、蓬田漁港に持っていくのがベストだということでありましたので、そういう方針でいってます。以上です。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。2番藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 瀬辺地漁港のかご洗浄施設の設置ということですが、この条例を新たに制定して管理していくというふうなことでございますけれども、現在蓬田漁港は漁協で管理しているわけで、それは蓬田とは、あの施設はどういうふうな経過で、あの施設も役場の方で建設したと思ってるわけですが、たしかそれは無償譲渡とかそういうふうなことで利用料いただかないで管理するとか、そういうふうな形になってると思いますけれども、蓬田漁港はどういう形でなっているのかお聞きします。管理の状態ですが、（「すみません。ちょっと休憩お願いします」の声あり）

○議長（久慈隆一君） 暫時休憩します。

午前11時29分 休憩

---

午前11時30分 再開

○議長（久慈隆一君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（川・清春君） 蓬田漁港のかご洗浄施設については、国等の補助金もらって漁協が建設しております。以上です。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 私が勘違いして申しわけありませんでした。片方が漁協の建物で、施設で、漁協が管理していると。瀬辺地漁港については、役場で建設して管理するというふうなことだと理解するわけですが、私に言わせるとあの瀬辺地漁港のかご洗浄施設も漁協に無償であげてしまって、漁協のものとしてやり、そして管理も漁協に任せた方が一番スムーズにいくんじゃないかなと。漁民の方もどっちも同じような扱いですので、不平不満も残らなくていいんじゃないかなと思うわけです。それができなければ指定管理者で漁協に無償で貸しますよと、あなた方がやってくださいと、管理してくださいと、自由にお使くださいとやった方がいいと思うわけですが、私はお話を聞くところによると漁協はそのつもりだったようですけれども、そこら辺を漁協と話をしたのか、そういうふうにしたらどうなのかということをお聞きいたします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（川・清春君） この瀬辺地漁港のかご洗浄施設については、役場の方としても漁協に管理委託したいと考えております。

ただですね、時期的に完成してすぐ使わせると、それで漁協に管理委託する場合はですね、議会の議決が必要なものですから、その間使わせることが、役場で直でやることによって使わせたいと考えております。（発言者あり）すみません。ちょっともう一回、再度。

完成した後は漁民に使わせたいと。それは村が管理する部分ですね、村が管理して使わせたいと。それでですね、指定管理者で漁協にやる場合には議会の議決が必要なんですよね。ですから、その間の議決するまでの間は村で管理して漁民に使わせたいという考えでおります。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、指定管理者を結びたいんだと。しかし、議会の準備、議会で議決得なければならぬので、その間は直轄で役場が管理すると。その後は指定管理者制度を結んで、早い機会に漁協に管理をお願いしたいということではよろしいか、もう一度確認いたします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） 藤田議員のおっしゃったとおり、そういう考えでおります。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。4番山舘清剛君。

○4番（山館清剛君） ただいまの藤田議員の質問の延長になるわけですが、この事業は地域活性化・経済危機対策事業でやったわけですが、やったんだよね。そういうわけですが、この事業に対する国の制約、例えばいつまで役場で管理しなければならないとか、建物自体は役場の所有物なんですよ。したがって、今、漁協に管理を全面的に任せるのは一番ベターだと私も思います。したがって、この管理者制度を利用することをごさいますけれども、議会の議決を得なければならないという話ですが、漁協とその管理者制度の話はしてあるのかどうか。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） 漁協の方とは話は詰めております。

ただ、時期的に完成して、それから議会が開会されるのがいつになるかということで、多分6月になるんじゃないかと思ってます。以上です。

○議長（久慈隆一君） 山館清剛君。

○4番（山館清剛君） 議会の議決を得るまでは、議決得るまで単独で使用させるということですが、これはいつ完成して、いつから操業できるのかお伺いいたします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（川・清春君） 入札がちょっとおくれましたもんですから、設計業者や施工業者、漁民等の関係者と話しながら、できるだけ早期に努めたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（久慈隆一君） 山館清剛君。

○4番（山館清剛君） 早期に努めたいって、完成時期がまだわからないということであれば最初から指定管理者制度のあれも一緒にできるじゃないですか。6月でも3月でも、今3月だから途中で臨時議会でも何でもできると思いますけれども、まだ完成が、いつ完成するかわからないのであれば、例えば4月から操業できるような状況であれば6月まで待つとか、その間は直営でやってもいいという、それは我々も納得いくわけですが、まだ完成もわからないのに、日程もまだ決まってないというのに、その答弁はちょっといただけないと思うのですが、その点ひとつよろしく……。

○議長（久慈隆一君） 暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

---

午前11時37分 再開

○議長（久慈隆一君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（川・清春君） 発注線越になりまして、一応4月30日を目標に早期に完成したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。（「使用させる時期」の声あり）

産業振興課長、答弁漏れあります。

○産業振興課長（川・清春君） 完成しましたら、速やかに使用させたいと考えております。（「了解」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。——ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。——ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第11号 平成22年度蓬田村一般会計予算案

日程第17 議案第12号 平成22年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案

日程第18 議案第13号 平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案

日程第19 議案第14号 平成22年度蓬田村老人保健特別会計予算案

日程第20 議案第15号 平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

日程第21 議案第16号 平成22年度蓬田村介護保険特別会計予算案

日程第22 議案第17号 平成22年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案

日程第23 議案第18号 平成22年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案

○議長（久慈隆一君） 次に、日程第16、議案第11号平成22年度蓬田村一般会計予算案から日程第23、議案第18号平成22年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案までの8案を一括議題とします。

お諮りいたします。

この8案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久慈隆一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第18号までの平成22年度各会計予算8案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

それでは、ただいま設置されました予算特別委員会の委員長互選のため、本会議散会后本議場において予算特別委員会を開催されますよう、この席から口頭をもって予算委員会を招集いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午前11時40分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長太田信雄が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員